


1.	目的	
1-1	目的	1-1
2.	基本方針	
2-1	サイン整備の基本方針	2-1
2-2	サインマニュアルの対象範囲	2-4
3.	サインシステム	
3-1	対象施設の抽出及び整理	3-1
3-2	サイン種別	3-2
3-3	体系化の整理	3-4
4.	サインデザインの考え方	
4-1	デザインコンセプト	4-1
4-2	各種サインのデザイン	4-3
5.	表示デザイン基準	
5-1	文字表記	5-1
5-2	文字と図形	5-7
6.	サイン基本デザイン	
6-1	基本デザイン例	6-1
6-2	サイン基本デザイン	6-5
7.	地図情報掲載基準	
7-1	全市案内図の掲載基準	7-1
7-2	地域案内図の掲載基準	7-8
7-3	周辺案内図の掲載基準	7-24
8.	形状基準	
8-1	歩行者系サイン	8-1
8-2	歩車兼用系サイン	8-12
8-3	ドライバー系サイン	8-22
8-4	表示板面レイアウト基準一覧表	8-26



9.	設置基準	
9-1	基本的な考え方	9-1
9-2	各サインの設置基準	9-2
9-3	街路樹への対応	9-6
10.	運用管理	
10-1	運用システム	10-1
10-2	メンテナンス	10-3
11.	応用・展開	
11-1	応用・展開	11-1
12.	参考資料	
12-1	標準案内用図記号	12-1

1.

目 的

1-1 目的

1] 目的

静岡市公共サインマニュアルは、3つの都市核(JR静岡駅、JR東静岡駅、JR清水駅)を中心に、本市を訪れる人々や市民に対して、市内での移動や行動に関わる情報をわかりやすく伝え、かつ市内の観光資源を紹介し、美しい魅力ある都市景観の創出と、人の集まるまちづくりのために、各種公共サインを計画する上での基準を定めたものである。

2] 適用範囲

本マニュアルの適用範囲は、静岡市が道路、公園等に設置する案内・誘導サインとする。

ただし、静岡市が標識令に基づき設置する標識及び、国、県等の公共施設管理者が設置する道路標識設置基準等に規定された標識類や、駅構内の独自のサインシステムにおける案内誘導サインなど、すでに一般に広く利用されており本マニュアルの表記基準を適用することが難しいものは適用の範囲から除外する。

また、次に示すものは本マニュアルにおける表記基準等の活用を要望する。

- ・ 交通事業者が旅客施設内に設置する案内・誘導サイン
- ・ 公共施設等の管理者が敷地内、施設内に設置する案内・誘導サイン
- ・ 公園等の管理者が設置する、公園内のみの案内・誘導を目的とするサイン
- ・ 地下道、散策道等の一定のルートを案内・誘導するサイン
- ・ 標識令に従って設置される標識類を補完するために設置するサイン

2.

基 本 方 針

2-1 サイン整備の基本方針

1] サイン整備の目標

サインとは、“目印” “符号” “合図”など、人々が行動するために必要な様々な情報を分かりやすく伝え、人々が瞬時に理解できる情報源のことである。また、サインによって地域住民や来訪者が円滑に行動でき、まちの魅力を演出し、良好な景観を形成するものでもある。

このように、サインはまちを案内するとともに、まちの景観を形成するという二つの面を持つ。

サインを大別すると、道路標識などの公共サインと看板などの商業サインに区分される。商業的なサインは、あくまでも経済活動に根ざすものであり、系統だったまちの案内を望めないが、公共サインは計画的に系統だったまちの案内を行うことができる。

今日、都市の豊かさに対する価値観が量から質に変わり、心の充足が得られるような環境が望まれている。公共サインは、こうした社会的な要求に応える一つの方策であり、まちを分かりやすく案内し、まちや文化に対する理解を深め、より快適で豊かなまちづくりに貢献するものである。

■人を的確に誘導案内するための情報ネットワーク形成

市民や来訪者にとって分かりやすいまちを目指し、まちと人がコミュニケーションを図るために必要な情報ネットワークの形成を図る。

■良好な景観形成

デザインや設置方法の統一化を図り、景観に配慮したサインは、快適で心地良く、美しいまちを形成する。

■わかりやすいまちづくり

サインの配置や表示内容を体系化することにより、機能的で誰にでも分かりやすいまちづくりに繋がる。

現在、無秩序で整合性の無い各サインについて、すべて撤去することは難しい。そのため、本体の劣化や表示面の汚れ、剥がれ等が生じた際は、本サインマニュアルの表記基準に従って、表記方法を見直して統一化を図り、系統だった分かりやすいサイン整備を行っていく必要がある。

2] 基本方針

「サイン整備の基本方針」及び「ユニバーサルデザインの考え方」を共通の基本方針とする。

1 サイン整備の基本方針

サイン利用者が目的地へ円滑に到達するためには、人の行動に合わせてサインを体系的に設置することが必要である。そのため、基本方針を定め、サインシステム化を図る。

■ 必要な情報を効果的に提供

来訪者と地域住民では、要求する表示情報が異なる。来訪者には、地域の広域的な情報が必要であり、一方、地域住民は、具体的な施設名が表記された方向表示が必要である。様々な場面で利用者が必要とする情報を考慮して効果的に提供する。

■ 様々な利用者に対応した情報提供

サインを利用する人々は、利用環境から区分すると、歩行者とドライバー、自転車利用者に分かれる。高速で移動するドライバーや自転車利用者、また、障害者、外国人、子どもから高齢者まで、サイン利用者は多種多様である。これらの利用者に配慮して、サインの情報量、表現の仕方、大きさ、設置箇所など適切に計画する。

■ 体系化した情報

人が目的地へ到着するまで、必要な情報を適切な箇所へ連続して配置する必要がある。サインの配置と情報内容を体系化し、利用者を的確に目的地に誘導できるようにする。

■ 景観形成するサインデザイン

サインには「情報伝達」と「良好な景観形成」という役割が求められる。設置される静岡市の環境や都市構造を踏まえた形態、色彩、大きさにデザインするとともに、適切な情報の集約化によりサインの乱立を防ぎ、美しいまちを形成していく。

■ 適切な維持管理

サイン設置後、情報の変更や老朽化によるメンテナンスなど、適切な維持管理が必要となってくる。定期的な情報内容の更新、サイン本体の破壊、剥がれ、錆び、老朽度などを確認し、適切な状態であるように継続的な維持管理を行うとともに、管理の容易な素材、構造等に配慮する。

2 ユニバーサルデザインの考え方

公共サイン利用者には、高齢者や障害者のほか、年齢、性別、国籍、人種など、コミュニケーションに制約のある人々がいる。これらの全ての利用者にとって使いやすいモノづくりを目指すものがユニバーサルデザインであり、静岡市のサイン整備においても、この考え方を取り入れていく。

■ サイン表示内容

全ての利用者にとって分かりやすく、理解しやすい情報提供や複雑な情報排除といった内容への配慮、設置高や設置方向等の位置、見やすい表示デザインへの配慮が必要である。

- 見やすい高さへの設置
- 確認しやすいサイン
- 歩行者の円滑な移動に配慮したデザインや設置位置に配慮
- 分かりやすく、見やすい表示文字の大きさ・形状
- コントラストがはっきりした文字、色彩
- 適切な外国語の表記

■ バリアフリー化支援

全ての人々へサインだけで案内・誘導を行うことには限界があり、視覚障害者誘導用ブロックによる誘導など、移動空間において総合的な取り組みを推進する必要がある。

サイン整備において、円滑な移動が行えるバリアフリー経路の表示やエレベーター、トイレ、踏切、階段などの情報を表示内容に反映することで、市内のバリアフリー化を支援するサインとする。

2-2 サインマニュアルの対象範囲

サインマニュアルでは対象範囲を明確にする必要がある。サインの種類は、情報内容に加え、利用者、整備主体、設置場所、整備の目的といった、5つの視点で区分する。



- 利用者—対象とする利用者
- 整備主体—サインの設置及び管理者
- 設置場所—設置する場所
- 整備目的—サイン整備の目的
- 情報内容—表示する情報内容

公共サインの領域は、下図に示す着色部で囲まれた箇所である。

公共サインは、日常の社会生活に深く関わり、5つの視点からの分類は公共サインの複雑さを示し、全ての公共サインを検討対象にすることは非常に難しい。

サインマニュアルの対象領域は、下図の公共サインのうち太枠着色部で囲まれた箇所、「公共・公的な機関が歩行者とドライバーのために道路や広場等に設置し、静岡市の地理案内や地域の情報提供等を行うサイン」を中心に検討を行う。

利用者	整備主体	設置場所	整備目的	情報内容
歩行者	公共・公的機関	道路 広場	移動の手段 を与える	地理的案内 や誘導
ドライバー	一般事業者 (企業)	公共施設 敷地内	名称の表示	防災情報
自転車利用者	個人	私的施設 敷地内	説明・解説に よる知識の伝 達	交通機関に 関する情報
		仮設	行動を規制 (規制・禁止)	交通を円滑 にする情報
			宣伝	行動を規制 する情報
			その他	広報
				その他

	サインマニュアルでの対象領域
	公共サインの領域

3.

サインシステム

3-1 対象施設の抽出及び整理

1] サインシステムの対象

サインマニュアルでは、対象範囲を「公共・公的な機関が歩行者とドライバーのために道路や広場等に設置し、静岡市の地理案内や地域の情報提供等を行うサイン」と定めたが、「来訪者が訪れる駅、あるいは自動車で静岡市に入る起点から、目的地に到着するまでに必要となるサイン」、「移動系情報サイン」を対象にサインシステムの構築を図る。

そして、公共サインにより体系化された案内や誘導を行う施設を「公共施設、観光・文化施設、名所旧跡」と定める。

■情報の種類：移動系情報サイン

歩行者やドライバーが、目的地へ移動するときに必要となる地図や施設方向等の情報。地域での生活を円滑に営むために必要となる情報を示すサインは[生活系情報サイン]という。

■利用対象者：歩行者、ドライバー、自転車利用者

■案内・誘導の対象施設：公共施設、観光・文化施設、名所旧跡

■設置対象範囲：静岡市全域

■標準的なサインシステムの対象区分

種類	表示情報	対象区分
①案内サイン	全市案内図、周辺案内図	A
②誘導サイン	公共施設等への誘導案内	A
③地点サイン	道路名称等への表示	B
④啓発・規制サイン	交通安全など	B
⑤解説サイン	名所旧跡の説明など	B
⑥その他	公共交通機関のサインなど	C

A: サインマニュアルの対象とし、デザイン等の基準を明確化する
 B: サインマニュアルの対象とするが、一般的なデザイン例を示す
 C: サインマニュアルを参考に、各関係機関にサイン整備を働きかける

3-2 サイン種別

1] サインマニュアルにおけるサイン種別

サインは利用者によって、「歩行者系サイン」「ドライバー系サイン」「歩車兼用系サイン」の3つに区分できる。それぞれの利用者特性に応じた情報提供をサインマニュアルでは行う。

区分	サイン設置への配慮事項	
	サインの種別	設置場所と整備概要
歩行者系サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行による移動が中心となる都市部への設置。 ○ 都市部は多種多様な建築物、屋外広告物、インフラストラクチャーやストリートファニチャーが存在するため、サインは混乱を避けるデザインとする。 ○ 公共施設への誘導のために、適切な範囲の案内地図や体系だてた情報による誘導案内を行う必要がある。 	
	総合案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：広域的な交通要所となる駅など、人の行動の起点となる場所 ・全市案内図により市域全体図表示、地域案内図は一定区域図の表示案内
	地域案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：主要公共施設など、人の行動の起点となる場所や、移動拠点となる大規模交差点等 ・地域案内図により一定区域図(施設、道路)の表示案内
	施設誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：一般交差点等 ・周辺街区の案内、主要施設の方向表示案内
歩車兼用系サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地の一般市道への設置。 ○ 歩行者とドライバーに必要な情報を統合して、多くのサインによる乱立を防ぎ、効果的な情報提供を行う。 	
	施設誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：主に公共施設の存在する周辺の主要交差点 ・歩行者とドライバーに対して、誘導案内が可能な場合、主要施設の方向、距離表示案内
ドライバー系サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道や環状線など主要幹線道路への設置。 ○ 広域的な連続性を考慮した表示内容、デザイン。 ○ 車両の移動速度、視点等に配慮して、表示内容を検討する。 	
	施設誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：広域幹線道路の交差点、施設周辺の主要交差点 ・ドライバーを対象に、公共施設への方向、距離表示案内

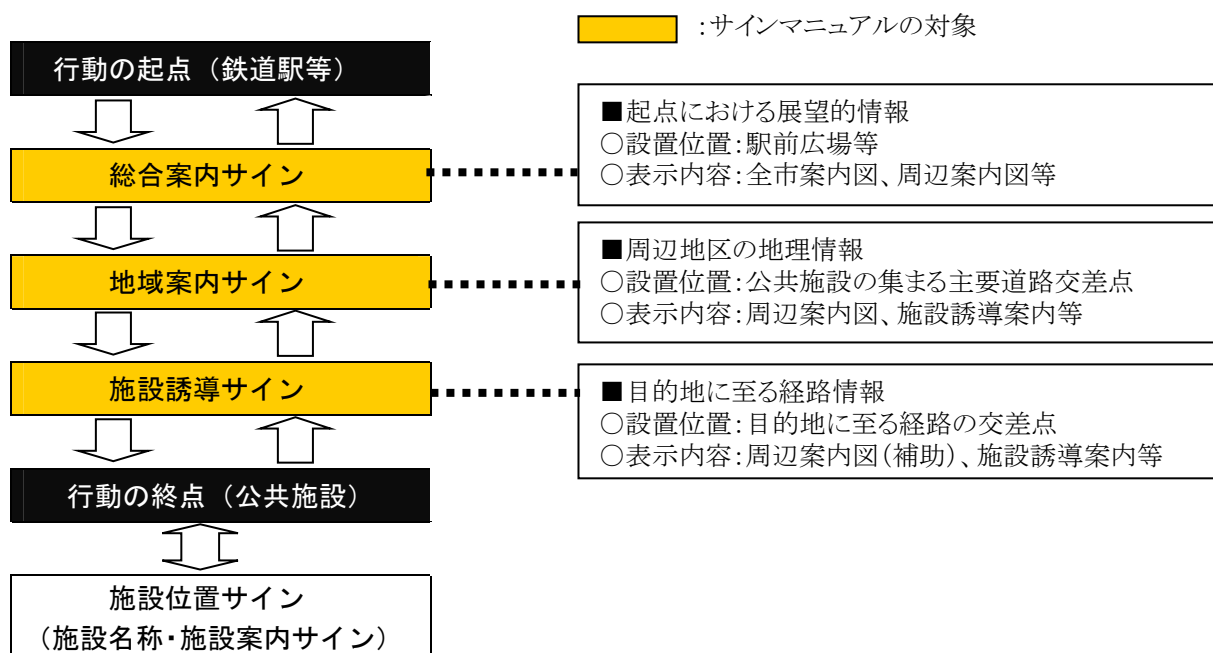
整備目的		区分
表示情報	地点表記（補助情報）	
		歩行者系サイン
・全市案内図、地域案内図、施設名称、施設誘導	・地点町名 ・道路名称(愛称名)	
・地域案内図、施設名称、施設誘導	・地点町名 ・道路名称(愛称名)	
・補助地区(周辺案内図)、施設名称、施設誘導	・地点町名 ・道路名称(愛称名)	
		歩車兼用系サイン
・施設名称、施設誘導	・地点町名 ・道路名称(愛称名)	
		ドライバー系サイン
・市名、市章	・ 地点町名	
・ 施設名称、誘導方向		

3-3 体系化の整理

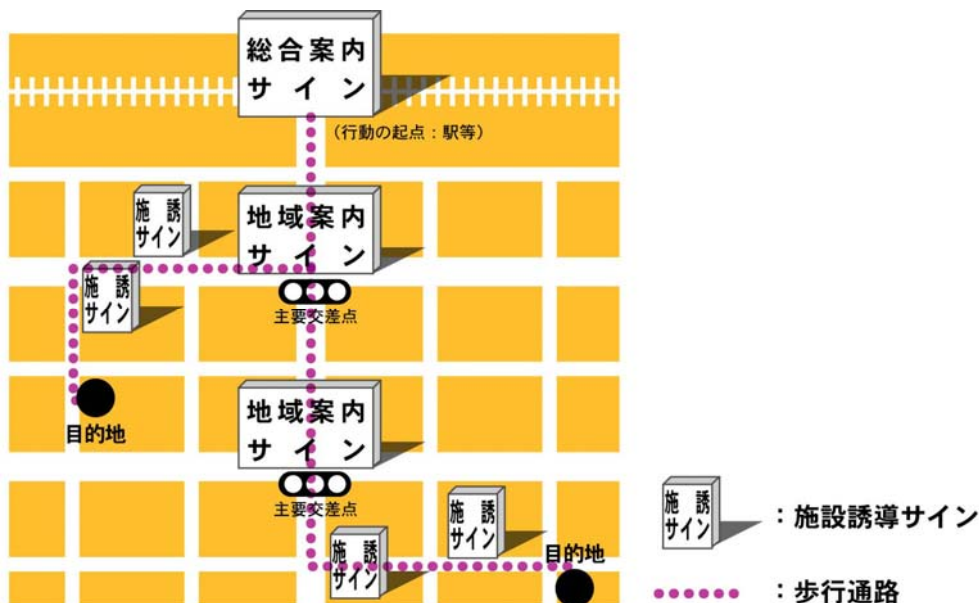
1] 歩行者系サインの体系化

- ・ 利用者の行動の起点である鉄道駅から目的地まで連続的に配置する。
- ・ 行動の起点を鉄道駅とし、広範囲の地図により展望的信息を示し、目的地へ向かうに従って必要な情報を示す階層配置とする。

■ 歩行者系サインシステム



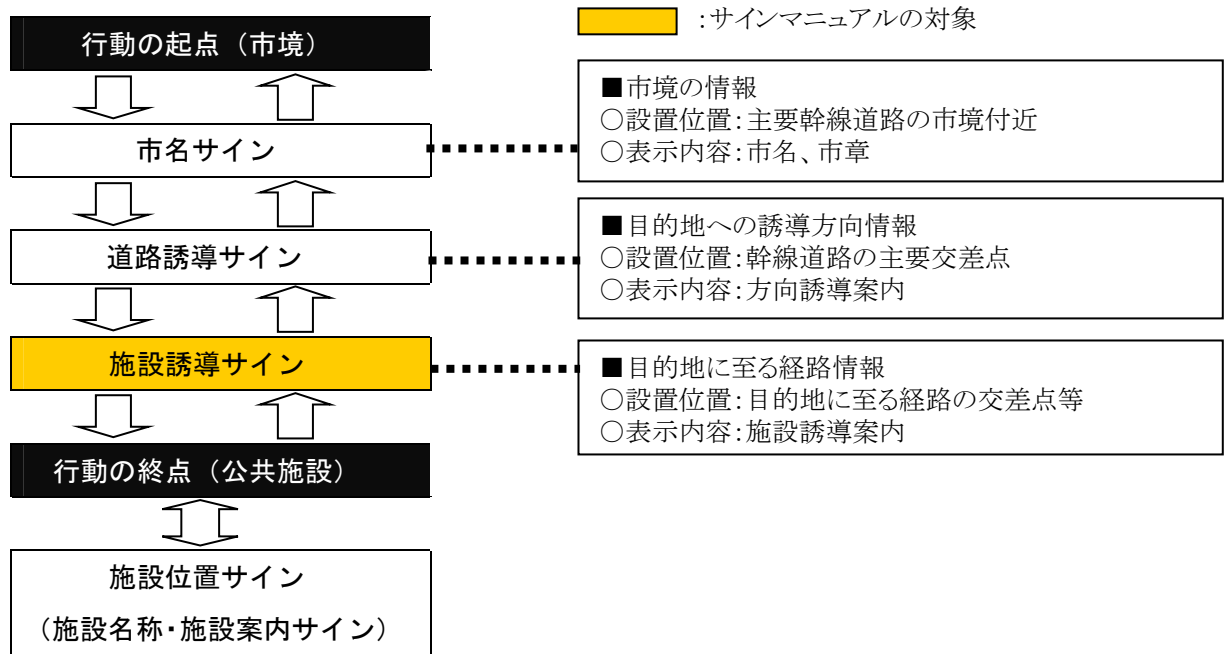
■ 歩行者系サインシステム概念図



2] ドライバー系サインの体系化

- ・ 来訪者や施設利用者の行動の起点である市境及び適切な位置から、目的地まで連続的に配置する。
- ・ 市外からの来訪者が多い施設は、広域幹線道路から目的地へ至る分岐点を起点とする。

■ ドライバー系サインシステム



■ ドライバー系サインシステム概念図



3] 歩車兼用系サインの体系化

- ・ 歩行者系サインとドライバー系サインの両方に関連する表示内容として、両方の体系化に準じた配置を行う。
- ・ 歩行者系サインとドライバー系サインの両方を設置する必要が無い場合、歩車兼用系サインを用いることによって、設置数を減らし、事業費の縮減や景観向上に繋げる。
- ・ 本市では自転車の利用者が多く、特に郊外において案内サインの設置数が多くないため、歩車兼用系サインを利用して、施設情報を提供していく必要がある。
- ・ 自転車利用者は、郊外から市街地へ歩行者より速い速度で移動するため、主にドライバー系サインを補足するため主要交差点等に配置し、案内誘導を行っていく。